



2026年度「JAPAN MALL事業」連携事業
「中国消費者向け販促・PRイベント」における
「Sake@と連動した共同購入アプリ(快团团)」活用プロモーション
出品者募集要項



事業概要

本事業は、中国市場における日本酒および日本加工食品等の認知拡大およびEC販売促進を目的に実施するプロモーション事業です。

北京において酒類・食品関連のイベントを開催するSake@の共同購入アプリ（快团团）を活用して、自社商品の販促と認知度向上にお役立ていただくことが可能です。

加えて、ジェトロ中国のSNS公式アカウント（RED、WeChat视频号）でもPRすることが可能です。

※「快团团」は、拼多多の傘下にあるWeChatコミュニケーションシステムを活用したソーシャルグループ購入ツールで、团长と呼ばれるリーダーがWeChat上のコミュニティにおいて、商品を選定・供給し、共同購入する仕組みである。

※「Sake@」は北京深寮文化産業有限公司が実施する日本酒愛好者向け日本酒イベントのブランド名であり、毎年、北京、上海で展示イベントやファンクラブイベントを複数開催。北京のイベントは今年で7回目となり、4,000人以上の日本酒愛好者が来場した。同社が運営するグループチャットには2,000人以上の日本酒愛好家が登録。

- 【 日 程 】 2026年8月～2027年2月中旬(予定) ※随時開始
- 【 内 容 】 KOC（团长）による事前サンプル体験と、共同購入アプリ登録商品のWeChatグループチャットでの紹介・販促（各社3～5回の発信予定）
- 【 主 催 】 日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 【 対 象 】 下記のすべておよびp3の応募条件を満たす事業者（後述の「中堅・中小企業」を優先）
 - 出品商品は、**酒類、加工食品（酒のつまみとなる商品を優先的に）、酒関連雑貨（酒器等）**の日本ブランドの商品に該当すること。
 - 中国で販売・出荷可能な商品であること。
- 【 参 加 費 】 無料（サンプル費用および輸送費用は各社にて自己負担）
- 【 定 員 】 20社（原則1社1SKU）
- 【 締 切 】 2026年10月30日（金）、ただし定員に達した場合は期限前に締め切れる場合がございます。
- 【 申 し 込 み 先 】 募集ページの下部のお申し込み方法「お申し込みフォーム」よりご登録ください。

【お問い合わせ先】ジェトロ北京事務所（王、謝、勾坂）※中国語、日本語対応可

Tel +86-(0) 10-6513-7077 Mail : PCB@jetro.go.jp

実施イメージ

共同購入アプリ（快团团）

採択企業

KOC（団長）が
オフラインでサンプルを体験後、
共同購入アプリ（快团团）に商品登録

KOC（団長）の
WeChatグループで情報拡散 & 販売



また、KOC（団長）が、オフラインイベントで宣伝し、イベント参加者向けの販促を実施
例：Sake@上海（下半期予定）、Sake@ファンイベントなど



応募条件

- 応募者は日本法人、又は日本法人の中国現地法人であること。
- 日本企業（サプライヤー）に参加同意を事前を取得し、さらにプロモーション開始前に日本企業による授權証をジェットロへ提出が可能な場合のみ、販売代理店が代わりに応募可能。
- 商品がp.1記載【対象】に合致すること。
- KOCの事前体験用に商品サンプルを提供（2個）できること。
- 商品が中国で流通しており、発送できること。
- 出品商品情報をJapan Streetに登録できること（登録がない場合は、出品を取り止める場合あり）。
- 出品商品のメーカーは中堅・中小企業（p.4参照）を優先し、参加可否の最終判断はジェットロが行うことに同意いただくこと。
- 出品商品紹介資料（写真、取扱説明書など）を提供できること。
- 消費者の購入注文を受けた時点から、7日間以内に出荷・発送できること。
- 中国の知的財産関連法規を侵害していない商品であること。
- 「[輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項](#)」に同意いただけること。
- 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツ（以下、「本コンテンツ」と言う）の全部または一部に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者に帰属することに同意いただくこと。
- 本事業の概要、進捗及び成果および本コンテンツの対外公表を承諾し、これに関し何らの人格権も行使しないことに同意いただくこと。
- ジェットロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- ブランド名（商品名）は、中国商標登録済（または商標登録申請中）であることが望ましい。

中堅・中小企業の定義

商品のメーカーにつき、以下のいずれかの定義を満たす中堅・中小企業の商品を優先し、ジェトロが最終的な出品判断を行います。中堅・中小企業とは、下記（１） または（２）の定義を満たす企業を指します。

（１） 中小企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※いずれかを満たせば中小企業と定義される。常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含まない。中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者。

（２）中堅企業

上記の中小企業以外のもののうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。

※「産業競争力強化法」e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

ただし、次に該当する者は大企業扱いとなります。

常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人（中小企業者を除く。）に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者

留意事項

- 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、JETROの判断により中止や延期となる場合があります。
- 政府の方針等により内容が変更される可能性があります。
- 今年度、「中国消費者向け販促・プロモーションイベント」に別途参加されていない、または今後参加予定でない企業様からのお申込を優先してお受付させていただきます。
- 提出頂いた情報は、本事業運営のために利用するとともに、JETRO内のデータベースに登録し、関連事業、JETROからの連絡のために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、JETROホームページ等において、企業情報や出品商品の情報等を公開する場合があります。
- 著作権者の書面または電磁的方法による承諾を得ずに、本事業に関する映像、画像、テキスト、音声および関連資料等のコンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限りません）、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはなりません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部または一部の提供を中止します。
- 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更等によっては出品ができなくなることがあります。
- 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 本募集要項に定めのない事項が発生した場合、JETROがその対応を決定します。

免責条項

1. 商談相手またはジェトロより提供される情報については、ジェトロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. 本事業にて万一、参加者や購入者（ECバイヤー・最終消費者等）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
3. ジェトロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
4. 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェトロはその責任を負いません。
5. 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、採択決定後においても参加を取り消す場合がございます。
6. ジェトロは以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部または一部の実施を予告なく中止し、または、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因または関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - ② 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき
 - ③ お客様がジェトロの指示、条件またはジェトロとの合意事項に違反したとき
 - ④ お客様のPC等の端末環境、インターネット回線およびアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - ⑤ お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - ⑥ お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき、またはその疑いが生じたとき
 - ⑦ 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき
7. 天災、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、採択事業者が負担した旅費、輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロが補填することはできません。